

広島市告示 第64号
令和8年 2月20日

広島市流域関連公共下水道事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、変更に係る予定処理区域等を次のとおり告示します。この関係図面は、令和8年2月24日から同年3月9日（告示日から2週間）まで広島市下水道局施設部計画調整課において一般の縦覧に供します。

なお、利害関係人は、この告示の日から縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

広島市長 松井 一實

1 事業計画の名称

広島市流域関連公共下水道事業計画

2 変更に係る予定処理区域

広島市東区

馬木一丁目、馬木二丁目、馬木町、上温品一丁目、上温品三丁目、上温品四丁目、中山北町、温品六丁目、温品八丁目、温品町の各一部

広島市安芸区

上瀬野一丁目、上瀬野町、瀬野四丁目、瀬野五丁目、瀬野西四丁目、瀬野西五丁目、中野六丁目、中野町、中野東二丁目、中野東三丁目、中野東五丁目、中野東六丁目、中野東七丁目、中野東町、畑賀三丁目、畑賀町、船越二丁目、船越四丁目、船越六丁目、船越町、矢野町、矢野西二丁目、矢野西三丁目、矢野西四丁目、矢野西六丁目、矢野西七丁目、矢野東三丁目の各一部

3 変更に係る工事の完成の予定年月日

令和13年3月31日